

入札公告

次のとおり一般競争入札に付するので公示する。

平成29年 5月 2日

支出負担行為担当官

福島労働局総務部長 金谷 雅也

1 業務概要

- (1) 業 務 富岡労働基準監督署及び相双公共職業安定所富岡出張所の修繕工事に伴う設計業務
- (2) 仕 様 入札説明書及び仕様書による
- (3) 履行期限 平成29年7月21日(金)
- (4) 履行場所 福島労働局
- (5) 入札方法 入札金額は総価を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省一般競争参加資格者「測量・コンサルタント等（29・30年度）」において「建築関係コンサルタント業務」に係る「B」及び「C」等級に格付けされ、東北地域の競争参加資格を有するものであること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをした者については、手続開始の決定後、大臣官房会計課長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（3）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) 予決令第73条の規定に基づき、厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと及び過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。
- (8) 福島市に本店又は支店を有すること。ただし、打ち合わせ等のために、必要な都度、福島労働局に来局できる者は除く。
- (9) 労働保険が適用される者にあつては労働保険に加入しており、労働保険の滞納がないこと。（直近2年間の労働保険料の未納、認定決定がないこと。）また、労働保険料の申告書未提出による認定決定を受けていないこと。（直近2年間に認定決定がないこと。）

- (6) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、各号の制度に加入しこの入札の入札書提出期限の直近2年間の保険料について滞納がないこと。
- ① 厚生年金保険 ② 全国健康保険協会管掌健康保険

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
〒960-8021 福島市霞町1-46 福島合同庁舎5階
福島労働局総務部総務課会計第二係 電話番号024-536-0077
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間
平成29年5月2日(火)から平成28年5月17日(水)17時15分まで
上記3(1)で手交する。なお、来庁する際には事前に連絡すること。
- (3) 競争参加資格確認関係書類の提出期限及び場所
平成29年5月2日(火)から平成28年5月17日(水)17時15分まで
電子調達システムにより提出すること。持参または郵送する場合は上記(1)の場所に提出すること。来庁する際には事前に連絡すること。
- (4) 入札書の提出期限及び場所
平成29年5月19日(金)9時00分
〒960-8021 福島市霞町1-46 福島合同庁舎4階
福島労働局 4階会議室
- (5) 開札日時及び場所
平成29年5月19日(金)9時10分～
〒960-8021 福島市霞町1-46 福島合同庁舎4階
福島労働局 4階会議室

4 電子調達システムの利用

本案件は、電子調達システムでの参加を原則とするが、支出負担行為担当官に書面で申し出をした者は紙入札方式によることができる。

5 その他

- (1) 入札保証金
会計法第29条の4第1項、予決令第77条第2号の規定により免除。
- (2) 契約保証金
会計法第29条の9第1項、予決令第100条の3第3号の規定により免除。
- (3) 入札の無効
① 公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
② 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すこととする。
③ 「誓約書」に虚偽の誓約をし、又は誓約書に反することとなった者の入札は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否
契約書 要(会計法第29条の8第1項により福島労働局が定めた様式で作成する。)
- (5) その他
詳細は、入札説明書及び仕様書による。